
地域の脱炭素化の取組の促進について
(地方公共団体実行計画等)

2020年12月

これまでの検討会における関連意見

地球温暖化対策の推進に関する制度検討会（第2回）参考資料1より抜粋

- 「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明する自治体が拡大していることは喜ばしいが、実質ゼロに向けた実効性ある取組を自治体が行うよう、国際動向も踏まえたカーボンニュートラルを実現する取組の整理も含めて、国が後押しすることが必要ではないか。
- 自治体単独での実質ゼロの実現は困難な可能性があり、隣接自治体に限らず、都市と地方との連携など共同での取組が必要ではないか。広域連携・共同取組を地方公共団体実行計画を共同策定することで、計画に落とし込み、実行することが重要。
- 地方公共団体実行計画の未策定・未改定自治体への対応を検討するべきではないか。
- 地方自治体はマンパワーが限られており、特に小規模自治体の負担を考慮することが必要ではないか。
- 再エネ主力電源化に向けて、地域の受容性を高めることが課題。地域が主体的・計画的に、地域のポテンシャルを生かし、地域経済循環につながる再エネ導入プロジェクトを進める仕組みが必要ではないか。ゾーニングや地域合意形成の仕組みを地方公共団体実行計画に盛り込むことで、再エネの導入拡大につながるのではないか。
- 電力自由化により域内排出量の把握が困難となり、自治体が排出削減を進める上での支障となっていることから、データ把握の仕組みが必要ではないか。



1. 地域の脱炭素化の動向

2. 地域の再エネ導入の現状と課題

3. 地方公共団体実行計画の取組の現状と課題



1. 地域の脱炭素化の動向

2. 地域の再エネ導入の現状と課題

3. 地方公共団体実行計画の取組の現状と課題

ゼロカーボンシティの拡大

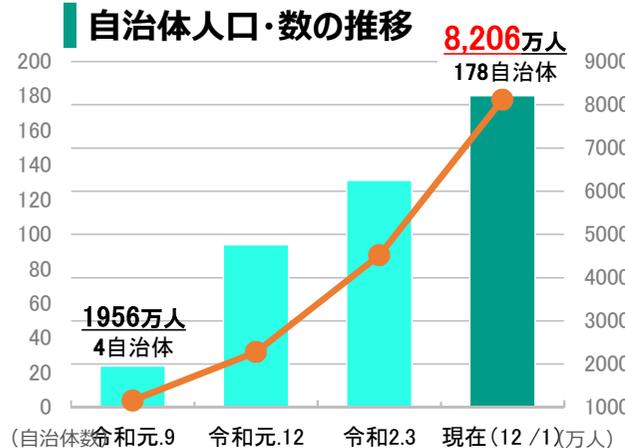
- 東京都・京都市・横浜市を始めとする178の自治体（24都道府県、97市、2特別区、45町、10村）が「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明。
- 表明した自治体を合計すると人口は約8,206万人(※)、GDPは約376兆円となり、我が国の総人口の半数を超え、更なる拡大を目指します。※各地方公共団体の人口合計では、都道府県と市区町村の重複を除外して計算しています。

表明都道府県 (7,032万人)

表明市区町村 (3,033万人) (2020年12月1日時点)



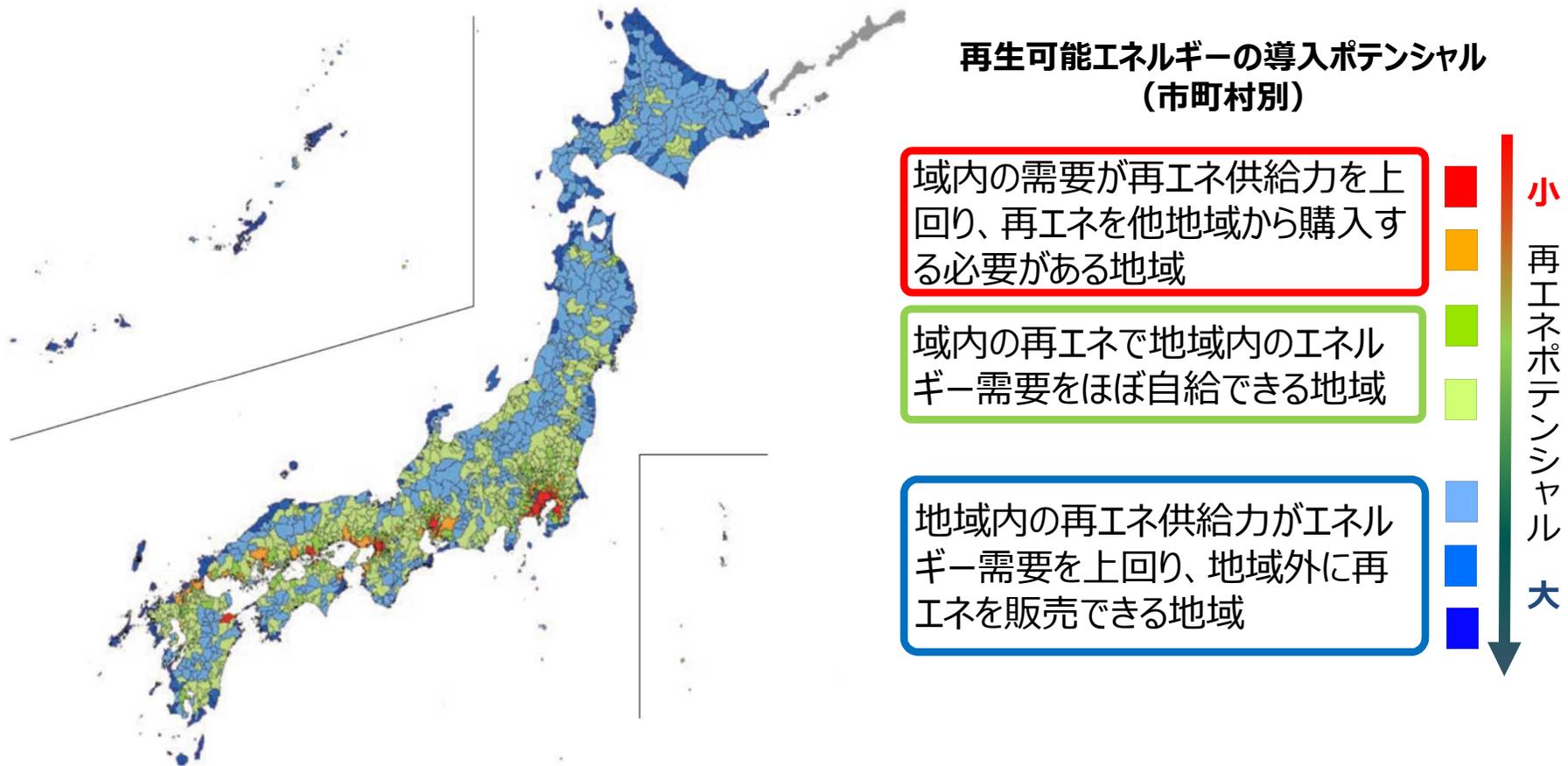
北海道	山形県	群馬県	茨城県	埼玉県	新潟県	長野県	大阪府	佐賀県
札幌市	山形市	太田市	潮来市	さいたま市	新潟市	小諸市	枚方市	佐賀市
二セコ町	米沢市	藤岡市	守谷市	秩父市	佐渡市	佐久市	東大阪市	武雄市
古平町	東根市	神流町	常陸大宮市	所沢市	粟島浦村	軽井沢町	泉大津市	熊本市
岩手県	朝日町	みなかみ町	那珂市	千葉県	妙高市	池田町	兵庫県	熊本市
久慈市	高畠町	大泉町	那珂市	千葉市	十日町市	立科町	神戸市	菊池市
二戸市	庄内町	茨城県	筑西市	成田市	富山県	白馬村	明石市	宇土市
葛巻町	福島県	水戸市	坂東市	山武市	魚津市	小谷村	奈良県	宇城市
普代村	郡山市	土浦市	桜川市	野田市	南砺市	南箕輪村	生駒市	阿蘇市
軽米町	大熊町	古河市	つくばみらい市	我孫子市	立山町	静岡県	鳥取県	合志市
野田村	浪江町	結城市	小美玉市	浦安市	石川県	浜松市	北栄町	美里町
九戸村	栃木県	常総市	茨城町	四街道市	金沢市	御殿場市	南部町	玉東町
洋野町	大田原市	高萩市	東海村	東京都	加賀市	愛知県	岡山県	大津町
一戸町	那須塩原市	北茨城市	五霞町	世田谷区	山梨県	岡崎市	真庭市	菊陽町
八幡平市	那須烏山市	取手市	境町	葛飾区	南アルプス市	半田市	広島県	高森町
宮古市	那須町	牛久市		多摩市	甲斐市	豊田市	尾道市	西原村
	那珂川町	鹿嶋市		神奈川県	笛吹市	みよし市	香川県	南阿蘇村
				横浜市	上野原市	三重県	善通寺市	御船町
				川崎市	中央市	志摩市	愛媛県	嘉島町
				相模原市	市川三郷町	南伊勢町	松山市	益城町
				鎌倉市	富士川町	滋賀県	福岡県	甲佐町
				小田原市	昭和町	湖南市	北九州市	山都町
				三浦市		京都府	福岡市	鹿児島県
				開成町		京都市	大木町	鹿児島市
						宮津市	長崎県	知名町
						大山崎町	平戸市	
						与謝野町		



* 朱書きは表明都道府県、その他の色書きはそれぞれ共同表明団体

再生可能エネルギーの地域別導入ポテンシャル

- 日本全体では、電力需要の**2.2倍**の再エネポテンシャルが存在。再エネの最大限導入により、**エネルギー収支改善に貢献**。
- その際、再生可能エネルギーのポテンシャルは豊富だがエネルギー需要密度が低い地方と、エネルギー需要密度が高い都市があるため、再エネの最大限導入のためには、これらの**地方と都市との連携が重要**。



出所) 環境省「令和元年版及び令和2年版環境白書」より抜粋

※再エネポテンシャルからエネルギー消費量を差し引いたもの。実際に導入するには、技術や採算性などの課題があり、導入可能量とは異なる。

※今後の省エネの効果は考慮していない。

(参考) 地域内総生産に対するエネルギー代金の流出

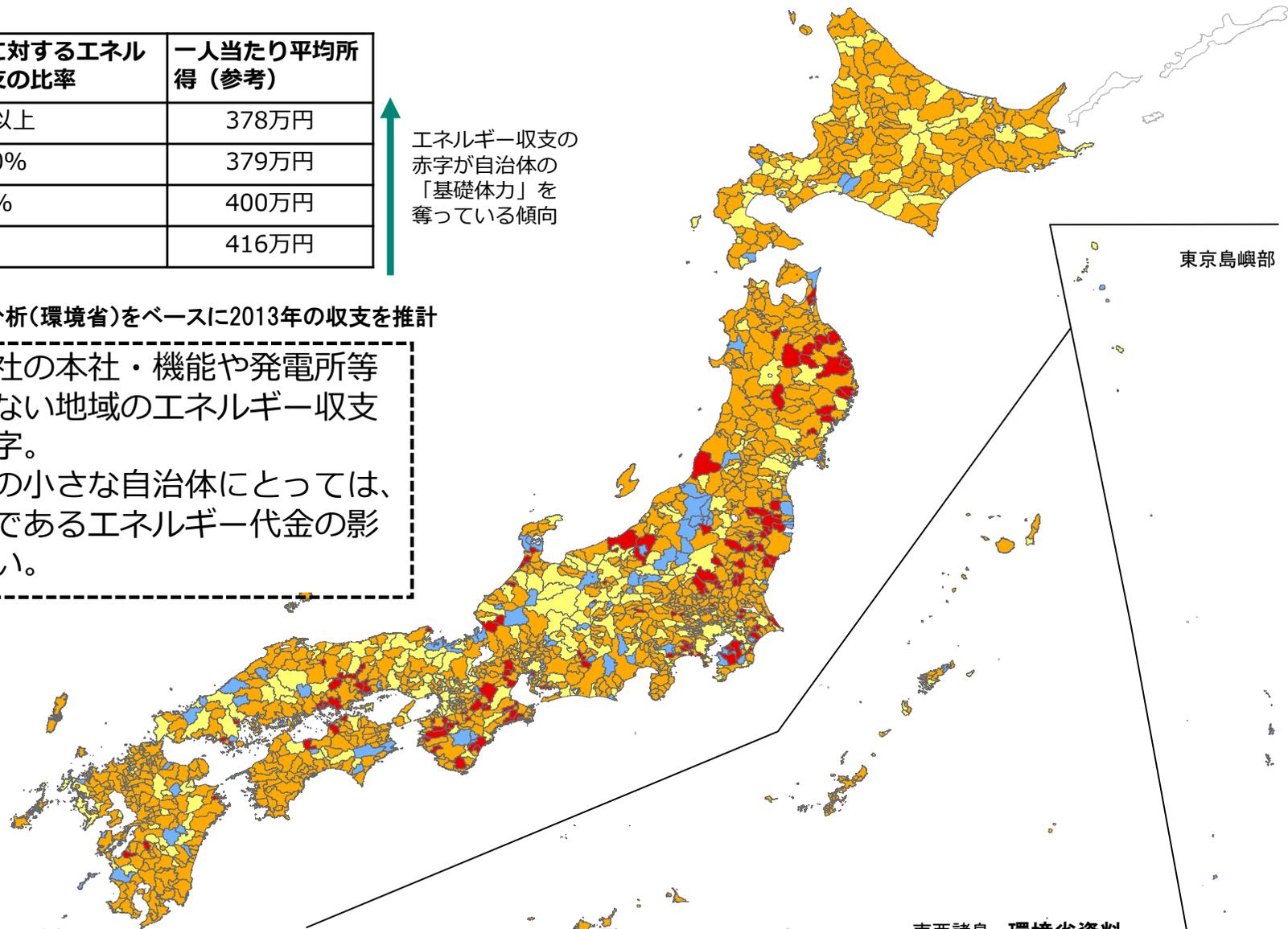
- 全国の自治体のうち9割が、エネルギー代金（電気、ガス、ガソリン等）の収支が赤字。7割が地域内総生産の5%相当額以上、151自治体で10%以上の地域外への資金流出を招く。

凡例	地域内総生産に対するエネルギー代金の収支の比率	一人当たり平均所得（参考）
	赤字額が10%以上	378万円
	赤字額が5～10%	379万円
	赤字額が0～5%	400万円
	黒字	416万円

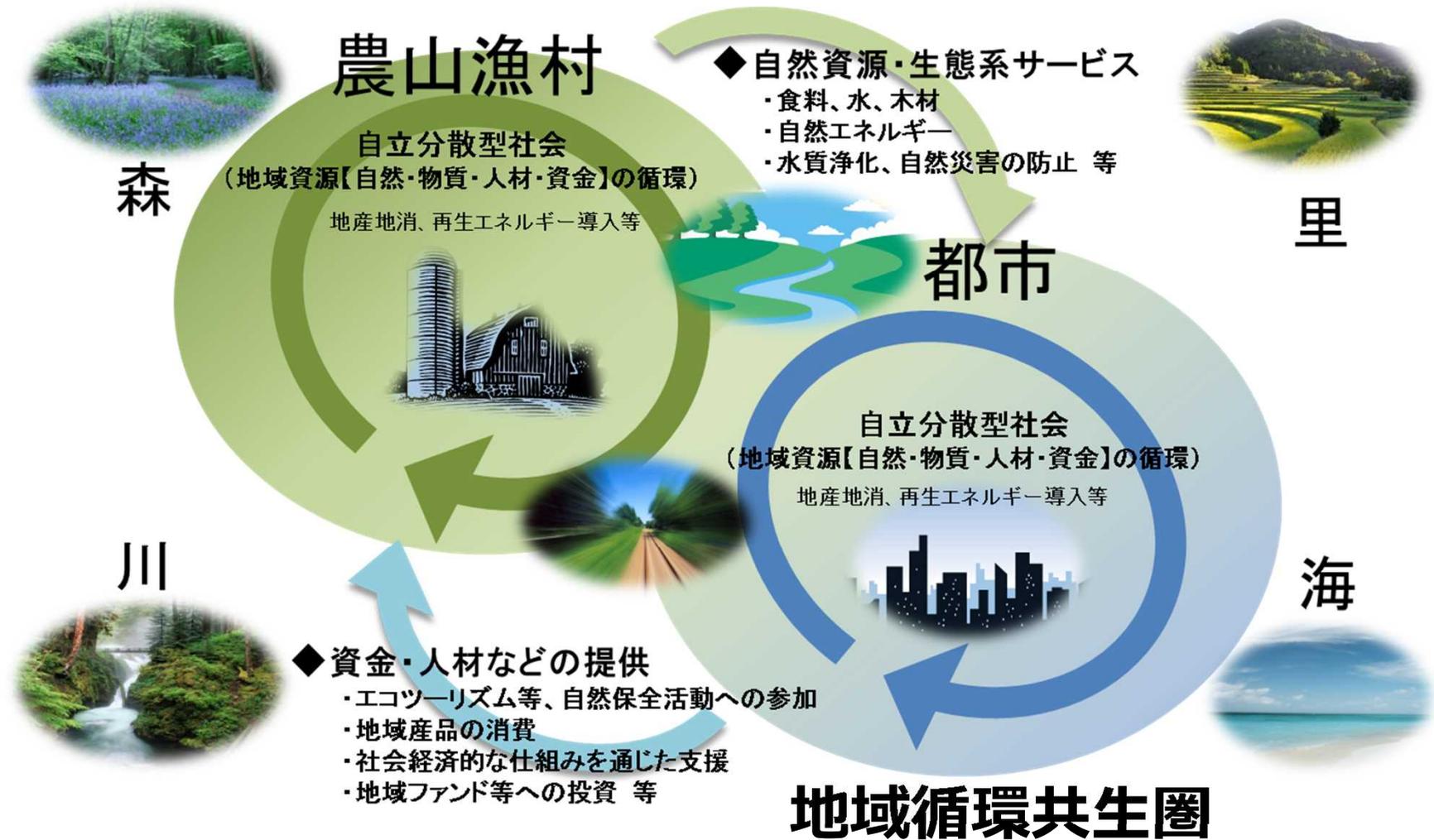
↑ エネルギー収支の赤字が自治体の「基礎体力」を奪っている傾向

2010年の地域経済循環分析(環境省)をベースに2013年の収支を推計

- 電力・ガス会社の本社・機能や発電所等が立地していない地域のエネルギー収支は基本的に赤字。
- 特に経済規模の小さな自治体にとっては、基礎的な支出であるエネルギー代金の影響は小さくない。

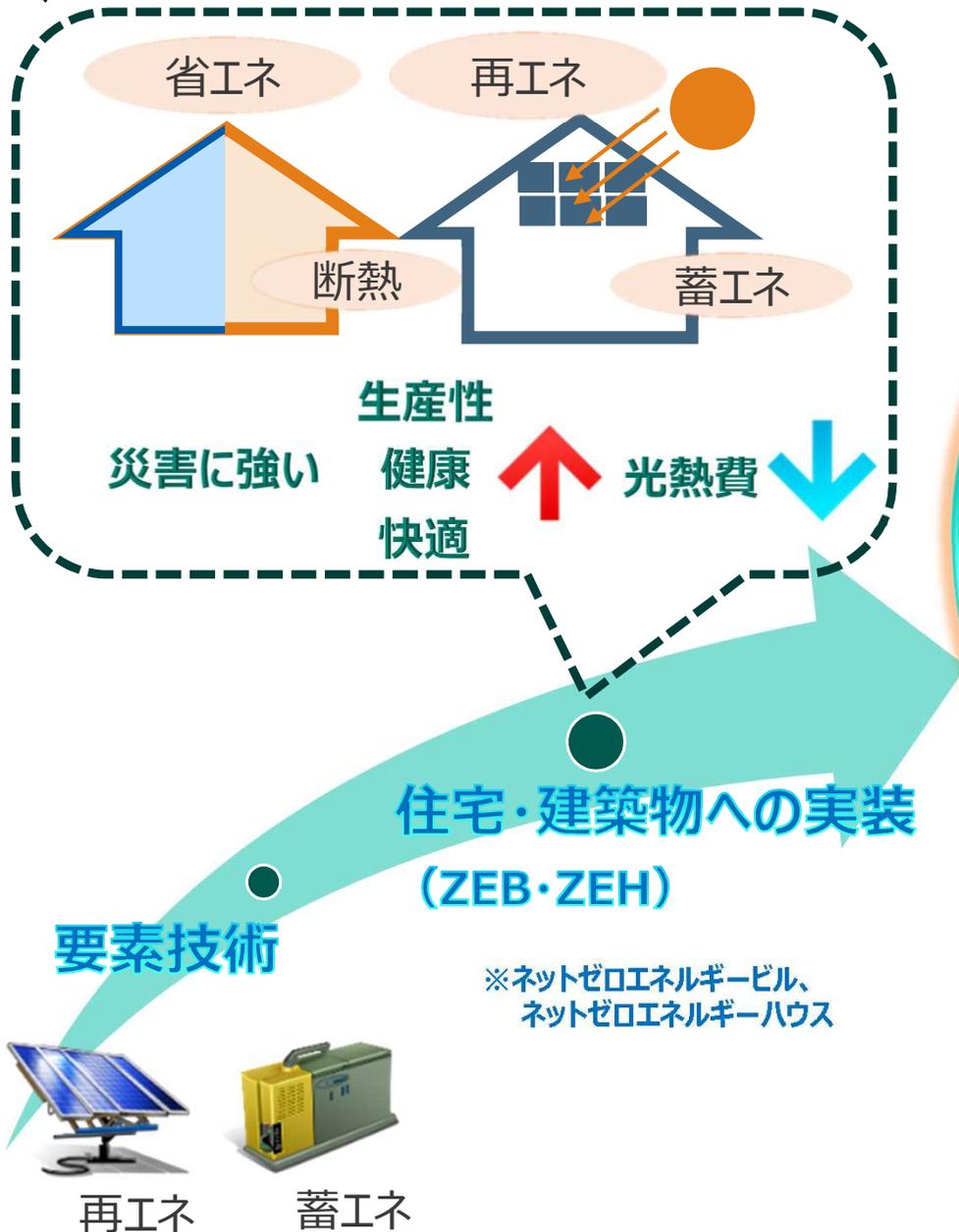


第五次環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定）



- 各地域がその特性を生かした強みを発揮
 - 地域資源を活かし、**自立・分散型の社会**を形成
 - 地域の特性に応じて補完し、**支え合う**

脱炭素化の観点から見た地域循環共生圏



地域への実装 (地域資源×地域課題)



<地域が取り組むメリット・意義>

- ✓ レジリエンス向上
- ✓ 地域経済への貢献
- ✓ その他の地域課題の解決
- ✓ 他のセクターとの連携
- ✓ 他の地域との連携・交流

【事例1】再エネ導入による地域メリット（レジリエンス向上）

千葉県木更津市

- 道の駅に、太陽光発電設備、蓄電池を導入。
- 2019年台風15号で停電が発生した際に、**停電時にも電力が供給され、台風の翌日から避難所として活躍した。**



写真出所) スマートソーラー 導入事例「道の駅木更津うまかつの里」
<https://www.smartsolar.co.jp/case/5353/>（閲覧日：2020/11/26）

北海道厚真町

- 中学校に、太陽光発電設備や蓄電池を導入。
- 2018年の北海道胆振東部地震で停電が発生した際に、**停電にも関わらず電力が供給され、施設を避難所として活用できた。**



写真出所) 環境省「地域SDGs＝地域循環共生圏（2019年10月24日）」
https://www.dwh-tokyo.org/files/2019/07/KAWAMATA_AI-for-SDGs_MOEJ.pdf（閲覧日：2020/11/26）

【事例2】再エネ導入による地域メリット（地域経済）①

秋田県男鹿市

- **地域企業や地域金融機関が出資・融資**している事業者が風力発電事業を実施。
- 事業の各時点で地元の事業者が関わっており、資金だけでなく建設ノウハウの蓄積も含め**地域事業者への貢献**がなされている。



写真出所) 自然エネルギー財団「風力発電1000基に向けて第一弾が稼働 (2017年8月10日)」https://www.renewable-ei.org/column_r/REapplication_20170810.php
(閲覧日: 2020/11/26)

鳥取県北栄町

- **町直営**で北条砂丘風力発電所を運営。
- **売電収益の一部**を、「風のまちづくり事業」として、**町民を対象とした家庭用太陽光設備や断熱リフォームへの補助事業、防犯灯や公共施設のLED化等**に活用。



写真出所) 鳥取中部観光推進機構 鳥取中部癒しの旅紀行 北条砂丘風力発電所
<https://tottori-iyashitabi.com/spot/area/hokuei/6930/>
(閲覧日: 2020/11/26)

【事例2】再エネ導入による地域メリット（地域経済）②

北海道石狩市

- デジタル化の進展で電力需要増が見込まれるデータセンターに再エネ等を導入し、日本初となる再エネ100%によるゼロエミッション・データセンターの実現を目指す。
- 電力多消費型産業の産業誘致により、地域経済の発展にも貢献。

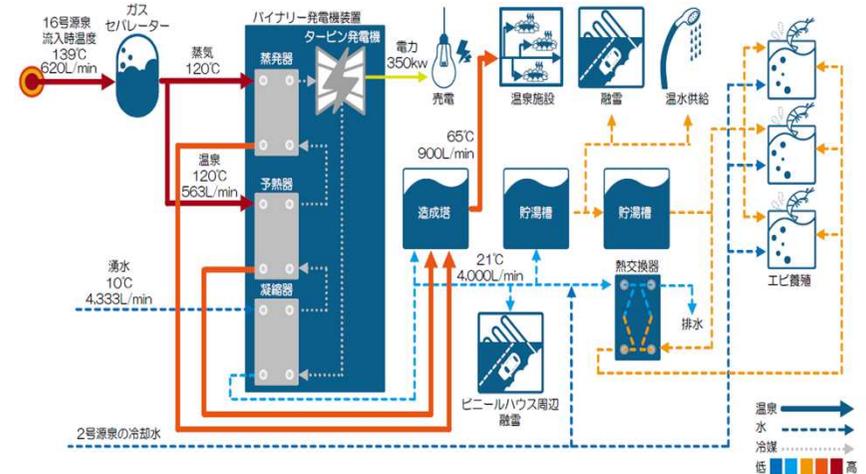
ゼロエミッションデータセンター 完成イメージ



図出所) 環境省「2050年カーボンニュートラルに向けた成長戦略への提案（2020年11月6日）」
<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/seicho/seichosenryakukaigi/dai2/siryou8.pdf>（閲覧日：2020/11/26）

福島県福島市

- 地元の温泉協同組合が中心になって、新会社を2012年10月に設立。温泉の蒸気と熱水を利用しバイナリー発電装置により電力を生成、FIT売電。
- 発電に利用した後の温泉水を旅館に配給。さらに、発電所で使う媒体を冷却するために使われた大量の水を再利用して融雪やエビの養殖に活用。



図出所) 環境省「温泉熱利用事例集」p.9
<https://www.env.go.jp/press/files/jp/111097.pdf>
 （閲覧日：2020/11/26）

【事例3】再エネ導入による地域メリット（地域課題解決）

京都府宮津市

- 耕作放棄地で、イノシシやクマが出没するエリアに、メガソーラーを設置。
- 売電収益の一部は、管理口座の設定により、地域に還元する仕組みを構築

<設置前>



耕作放棄地

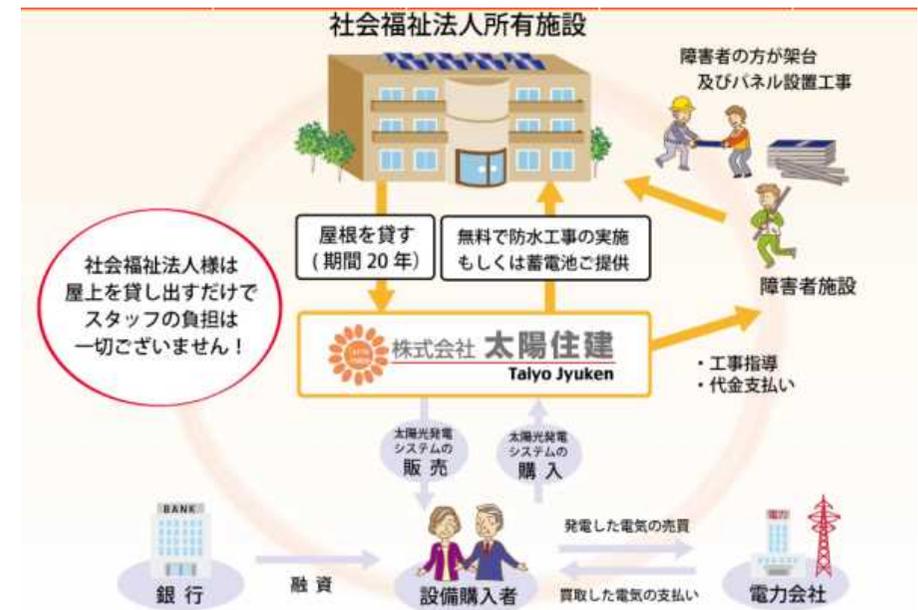
<設置後>



出所) オムロンソーシャルソリューションズ株式会社より提供

神奈川県横浜市

- 社会福祉施設等の屋根を借りて太陽光発電を設置。設置工事に際し、障がい者を雇用するなど、地域課題の解決に貢献。



出所) 太陽住建「屋根貸しの仕組み」
<http://yanegari.jp/roof/> (閲覧日: 2020/11/24)

【事例4】再エネ導入による地域メリット（セクターカップリング）

神奈川県小田原市

- **100台の電気自動車を活用したシェアリング事業**を行い、**脱炭素型地域交通モデルの構築**への取組を開始。
- 地域の再エネ事業者が調達した電力を充電に用いることで、脱炭素化およびエネルギーの地産地消を図っている。



出所) (株)REXEV提供資料

熊本県熊本市

- 2020年1月に熊本連携中枢都市圏が共同してゼロカーボンシティを宣言。
- 市の**廃棄物発電所の余剰電力を地域新電力を通じて主要な公共施設に供給**。
- 再エネによる**電力供給のみでなく防災力向上を兼ねる蓄電池等の整備**等多角的な取組を実施。

西部環境工場



熊本連携中枢都市圏

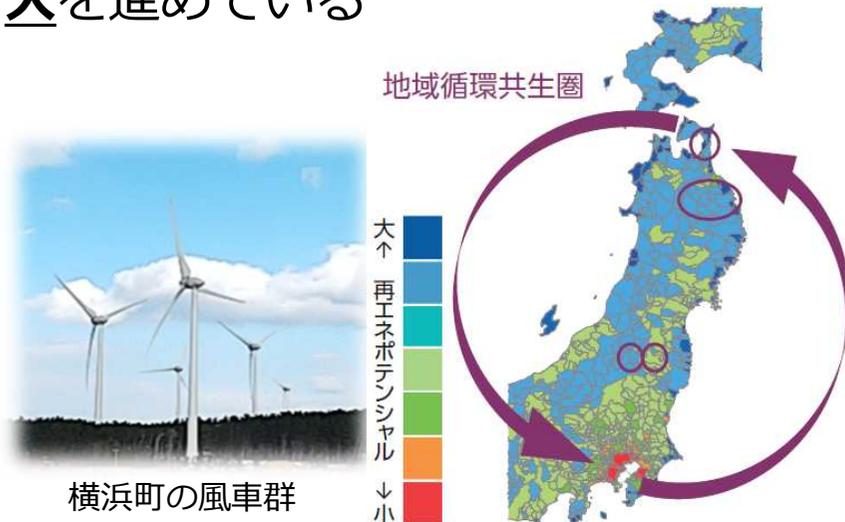


(写真出所：熊本市「よろこそ 西部環境工場へ」
http://www.city.kumamoto.jp/hpkiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=731 (閲覧日：2020/11/24))

【事例5】広域連携の例

横浜市×東北12市町村

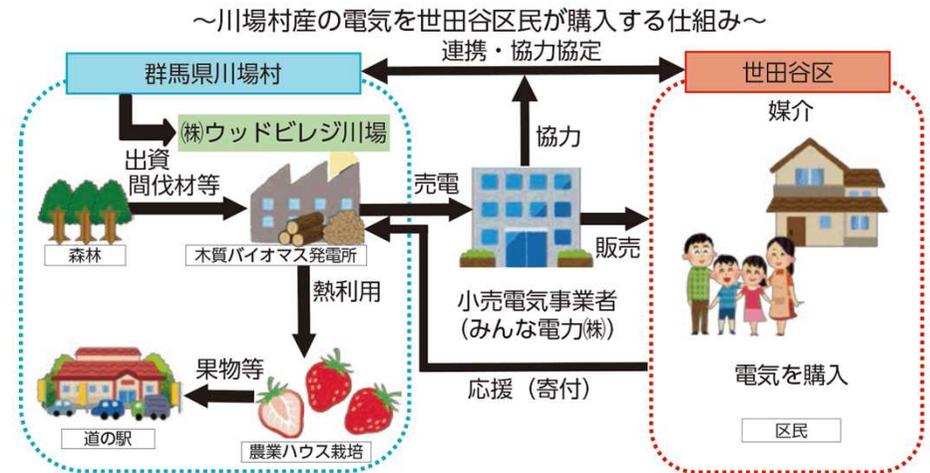
- 横浜市は、最大限の省エネで約50%、電力以外（新技術の実用化・普及）で約25%、残りの25%を再エネで削減を計画。しかし、市内のポテンシャルは8%。
- **2019年2月に横浜市と東北12市町村との連携協定を結び、再エネ連携連絡会の実施、再エネ電力の購入を進めている**



注：再エネポテンシャルは全ての制約条件が解決された時の値。
資料：環境省「平成30年版環境白書」より横浜市作成

世田谷区×群馬県川場村

- 双方は縁組協定を結び古くから交流。**2016年に発電事業に関する連携・協力協定を締結。川場村の木質バイオマス発電の電力を世田谷区民が購入。**
- 農林水産品や生態系サービス、人材や資金などを補い合いながら、地域を活性化。



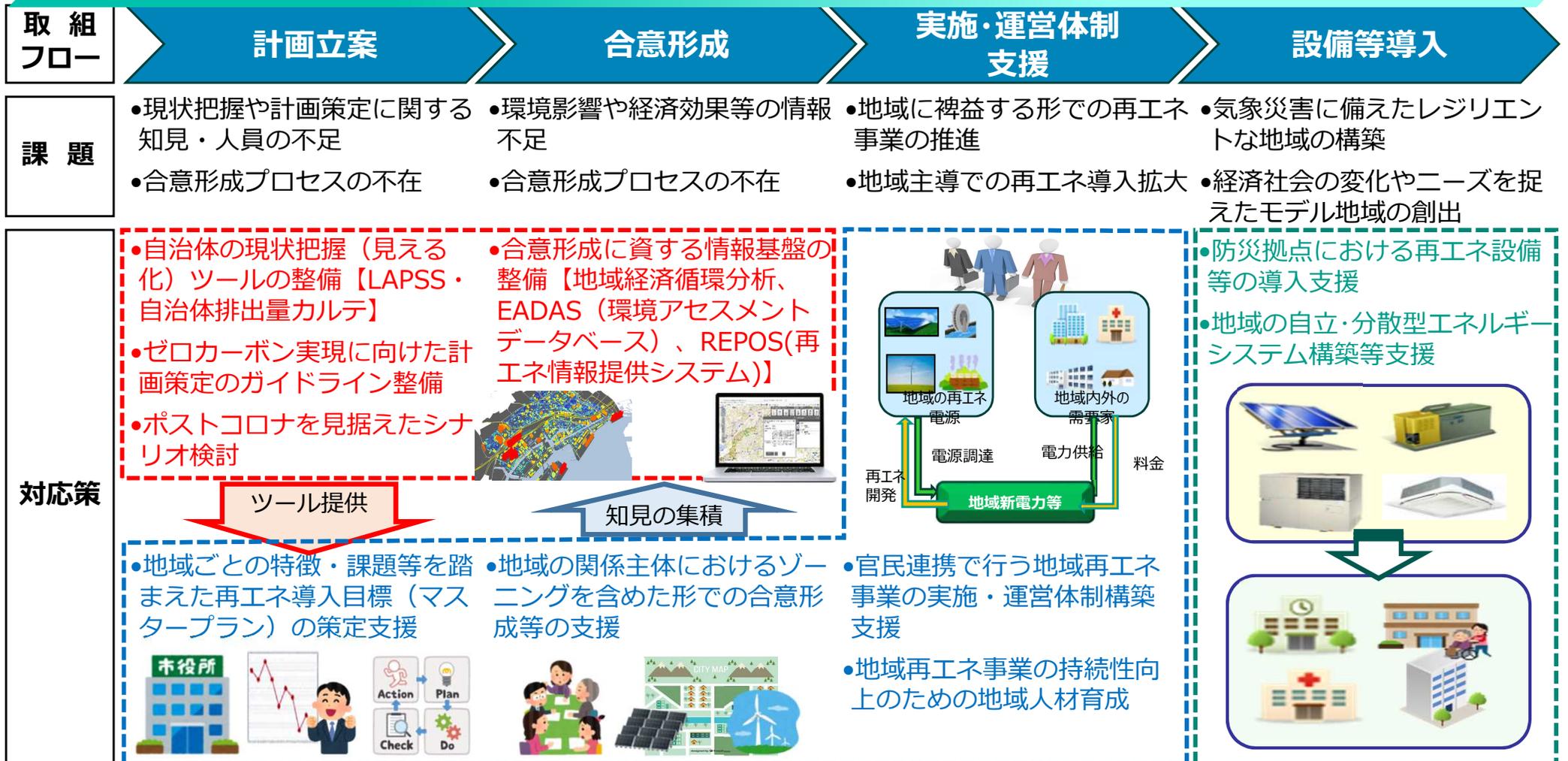
資料：東京都世田谷区、群馬県川場村

ゼロカーボンシティの実現支援のための環境省の施策概要

- ゼロカーボンシティを目指す地方公共団体が抱える課題に対し**情報基盤整備**、**計画等策定支援**、**設備等導入支援**の3つの類型の支援を段階的に実施することで、地域における温室効果ガスの大幅削減と、地域主導の再エネ導入拡大による地域経済循環の拡大やレジリエントな地域の構築を図る。

各地域におけるゼロカーボンシティ等の検討

ゼロカーボンシティの実現と地域課題の解決





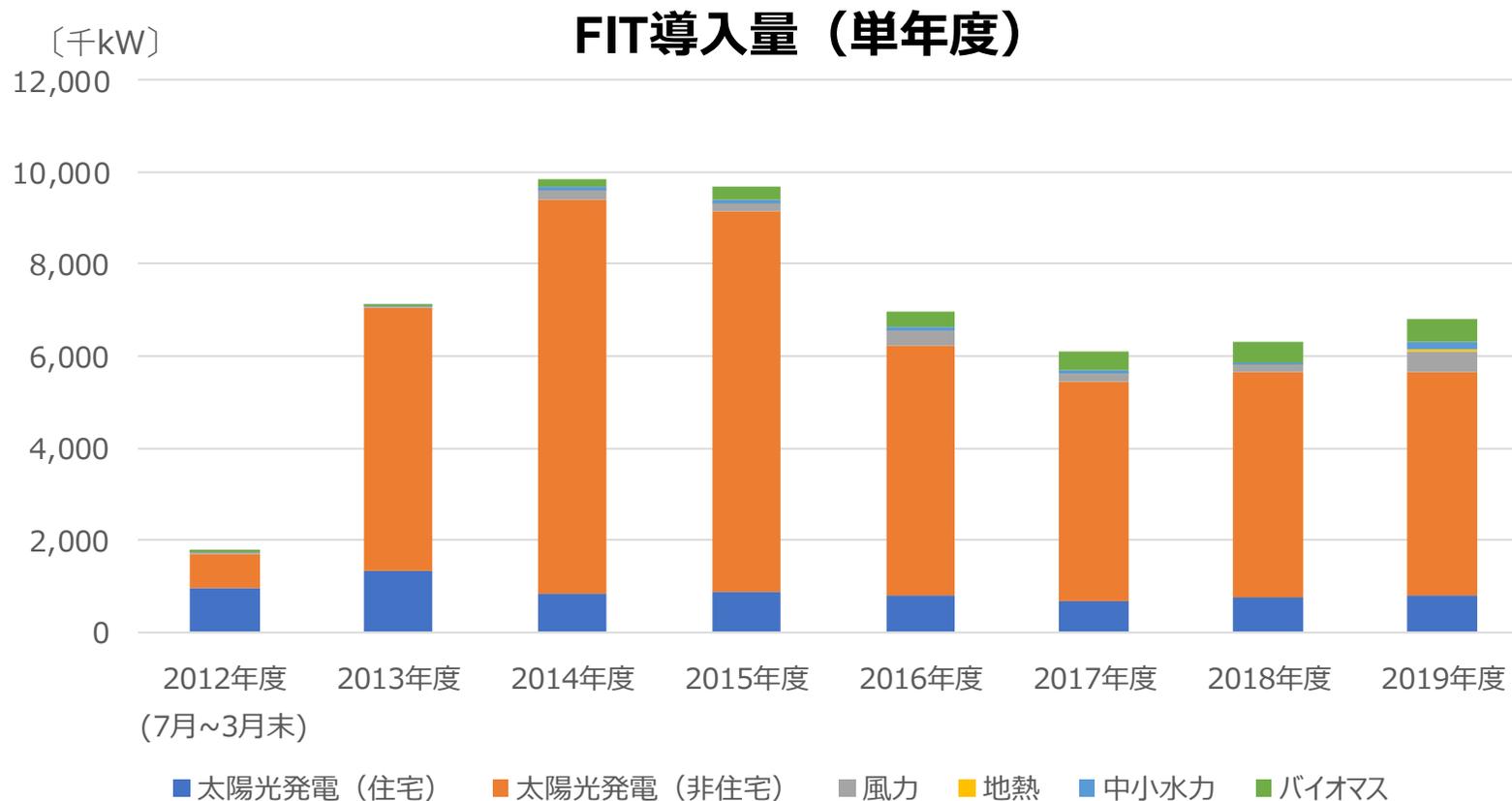
1. 地域の脱炭素化の動向

2. 地域の再エネ導入の現状と課題

3. 地方公共団体実行計画の取組の現状と課題

固定価格買取制度（FIT）に基づく再エネ設備導入量の推移

- 2016年度以降の単年度の導入量は600万kW台で推移。



出所) 資源エネルギー庁総合エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会/電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代ネットワーク小委員会（第20回）基本政策分科会 再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会（第8回）合同会議 資料1「FIT制度の詳細設計②」p.7（発行日：2020/10/9）
https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/pdf/020_01_00.pdf（閲覧日：2020/10/20）よりMRI作成

再エネ主力電源化に向けた論点（総合資源エネルギー調査会での議論）



2020/7/22 資源エネルギー庁再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（第18回）再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会（第6回）合同会合「再生可能エネルギー型経済社会」の創造に向けて～再エネ主力電源化の早期実現～」資料2

再エネ型経済社会の創造に向けた具体的な論点

論点1：競争力ある再エネ産業への進化

～コスト低減、電力市場への統合に向け、再エネを競争力ある産業に進化～

- ① FIP制度の導入とアグリゲータービジネスの活性化
- ② 「需給一体型」を中心とした分散型電源の導入加速化、需要家意識改革
- ③ 新たなエネルギーシステムを支える蓄電池の普及拡大
- ④ 主力電源化のカギを握る洋上風力の競争力強化

論点2：再エネを支えるNW等の社会インフラの整備

～系統制約の影響を抑えつつ、中長期的な社会インフラ整備を着実に実施～

- ① 主力電源化に向けた基幹送電線利用ルールの見直し
- ② 将来の電源ポテンシャルを踏まえたプッシュ型の系統形成
- ③ 再エネを支える産業基盤の整備（革新技术の研究開発等）

論点3：再エネと共生する地域社会の構築

～地域社会の要請に応え、理解・信頼を得て、事業を運営～

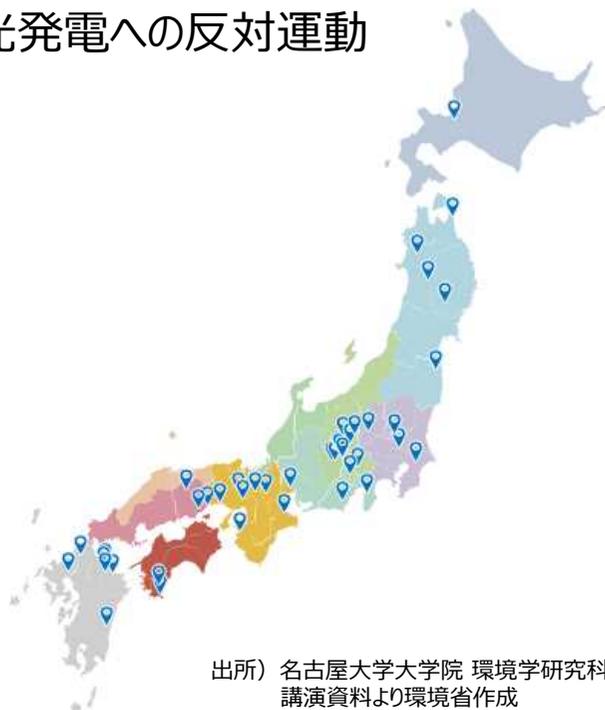
- ① 地域の理解・信頼を得るための事業規律の適正化
- ② 適時の価格による事業実施及び系統の有効活用を担保する仕組み（認定失効制度）
- ③ レジリエンスや需給一体等、地域の要請に応え持続可能な導入拡大を実現する取組の促進

地域の再エネ導入に当たっての課題（地域における合意形成の不足）

- 地域住民の懸念等により地域への再エネ導入が停滞している状況が多く見られる。大きな要因として、
 - 周辺住民等との合意形成を経ない形で再エネが導入されることにより、景観悪化や騒音等の環境トラブルや地滑り等の災害が発生し、又はその懸念があること
 - 上記の結果、再エネが土地に依存する事業であるにもかかわらず地域に利益が生じていない（地域経済循環に寄与していない）ことが挙げられる。
- その結果、再エネ設備の導入を条例で制限する自治体が急増している（2017年度から約3倍）。

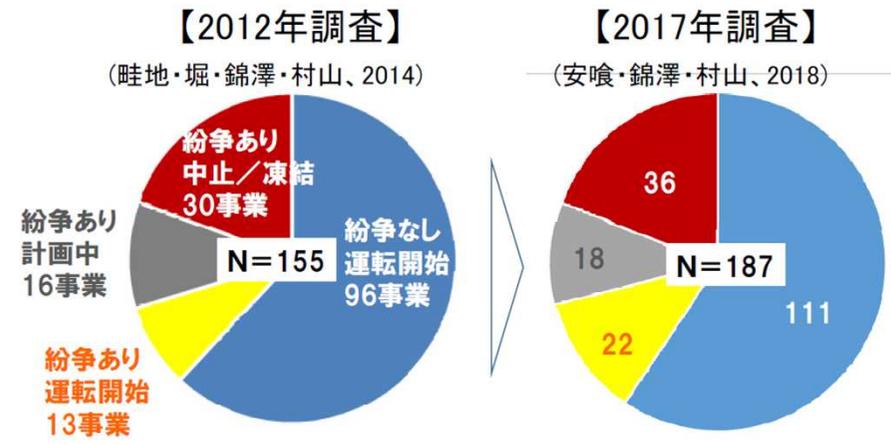
出所) 認定NPO法人環境エネルギー政策研究所 (ISEP)

太陽光発電への反対運動



出所) 名古屋大学大学院 環境学研究科 丸山康司教授 (2019年)
講演資料より環境省作成

環境紛争発生状況(風力発電)



- 新聞記事調査 (2012年、2017年)
- 76事業の計画段階で紛争が発生(≧出力7.5MW)

出所: 東京工業大学環境・社会理工学院 錦澤滋雄准教授 (2019年) 講演資料

(参考) 再エネの地域との調和や適切な維持管理を求める条例の例

- 再エネのトラブル事例を見られる中で、再エネの地域との調和や適切な維持管理を求める条例を制定する自治体も増えてきている。その中には禁止区域や設置不適区域、抑制区域などを定めているものも見られる。

目的	自治体	条例	制定日	備考
地域との調和	茨城県つくば市	筑波山及び宝篋山における再生可能エネルギー発電設備の設置に関する条例	平成28年7月1日	禁止区域あり
	千葉県御宿町	御宿町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例	令和元年9月19日	設置不適区域・抑制区域あり
	大分県由布市	由布市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業者との調和に関する条例	平成26年1月29日	抑制区域あり
	栃木県那須塩原市	那須塩原市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例	令和2年3月26日	禁止区域・抑制区域あり
	愛媛県八幡市	八幡浜市における再生可能エネルギー発電事業と地域との共生に関する条例	令和2年3月23日	抑制区域あり
適切な設置や管理	長野県上田市	上田市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例	令和元年7月1日	抑制区域あり
	兵庫県神戸市	神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例	平成30年12月7日	禁止区域あり
	滋賀県大津市	大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例	平成29年12月22日	禁止区域・抑制区域あり
	京都府八幡市	八幡市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例	令和元年12月25日	禁止区域・抑制区域あり

地域における再エネ導入がうまくいかなかった事例

案件①

- A県におけるメガソーラー開発について、立地地域が、水源地域であったこと、また、過去に水害の経験があったこと等から、住民による反対があり、プロジェクト全面廃止。

地域で指摘された課題

- X市長意見（A県条例アセス）：
X市としても住民と同様に本事業計画に対しては大きな不安を抱いている。特に、●●水源については、市内で最も大きな取水量を誇る水源であり、ブランド米である●●米はじめ農業用水としても欠かせない水源である。また、下流域は土石流警戒区域に指定されており、過去に甚大な水害の被害を被った経過がある地域である。仮に本事業による影響が生じた場合には市民生活に与える損害は計り知れない。
- Y市長意見（A県条例アセス）：
…生まれ故郷や住まう地域の自然環境に誇りと愛着を持って大切に想う人々や、その自然環境の恵沢に感謝しつつ、次世代への継承を願う人々等の疑問に答え、不安及び懸念等の解消と合意形成を図るなど、環境影響評価制度の趣旨を十分に踏まえて対応することが不可欠である。
（略）地域住民への十分かつ丁寧な周知と説明によって、地域住民等の疑問、不安及び懸念解消と合意形成が図られるべきものである。しかしながら、既にこれらの機会を逸しており、科学的な検証を経ていないと考える。…

案件②

- B県●●山における風力発電開発について、立地地域がジオパークであったこと、その他観光への影響から、住民による反対があり、プロジェクトを断念したとの報道があった。

地域で指摘された課題

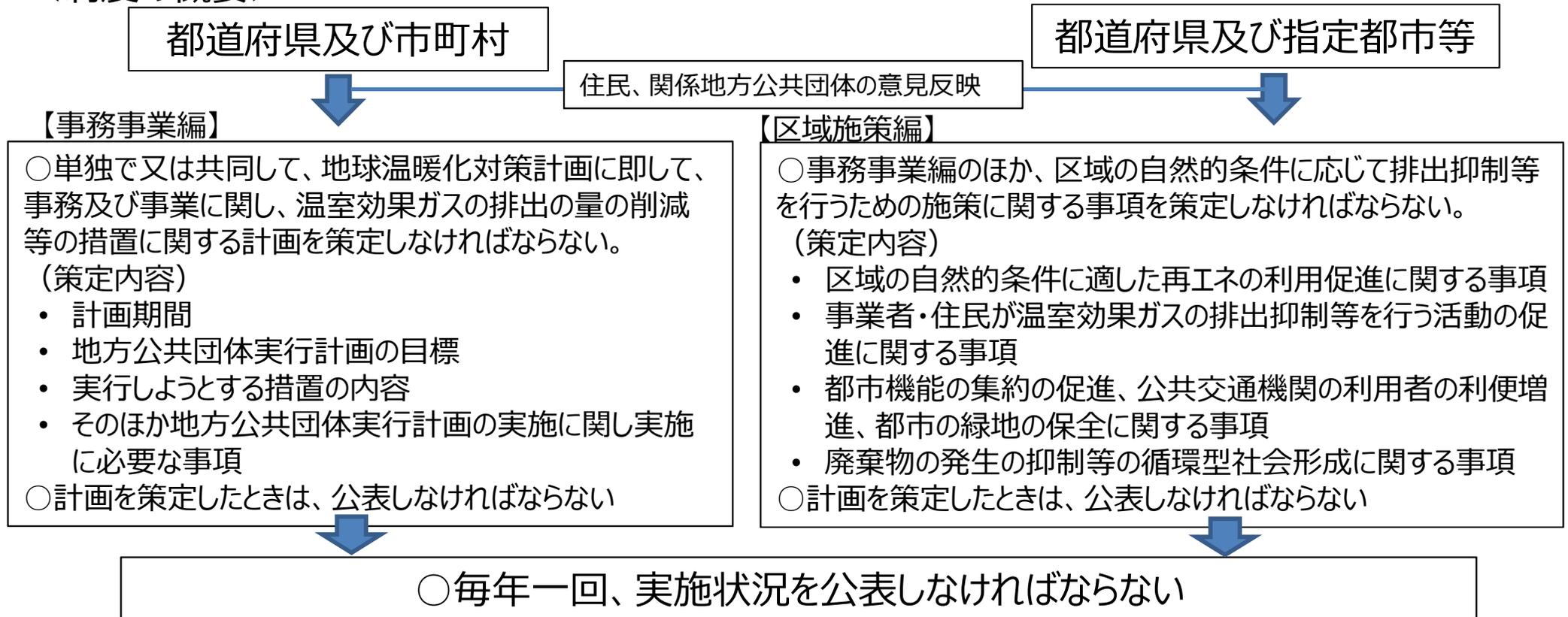
- Z市長意見（法アセス）：
＜●●山・●●ジオパークへの影響に関する見地から＞
（前略）ジオパークは行政だけでなく住民と共に取り組む事業であり、また、ジオパーク認定については4年ごと審査を受けなければならないことも含め、当該地域の景観を遮る構築物の配置については市民理解のもと最大限の配慮が必要であると考えます。
したがって、今回の風力発電事業計画場所の再考と、事前の地域住民や関係事業者などを対象とした説明会を開催し、住民との合意形成を行うことを強く要望する。
- ＜●●山観光への影響に関する見地から＞
（前略）今後も●●山を取り巻く古くからの歴史・文化と景観をそのまま次世代に伝承しながら活用していくことが重要であると考えており、風力発電施設設置に伴い要望景観への影響が広範囲にわたり、●●山観光に大きな影響が出る恐れがあることから、設置場所の変更と、…

1. 地域の脱炭素化の動向
2. 地域の再エネ導入の現状と課題
3. 地方公共団体実行計画の取組の現状と課題

地方公共団体実行計画の概要

- 地球温暖化対策推進法第21条、第22条に基づき、地球温暖化対策計画に即して、地方公共団体による温暖化対策のための実行計画を策定するもの。
- 計画は以下の2種類で構成。
 - **事務事業編（すべての地方公共団体が義務の対象）**
事務及び事業に関する温室効果ガスの排出量の削減等のための措置に関する計画（自治体自身の排出量の削減計画）
 - **区域施策編（都道府県・政令指定都市・中核市が義務の対象） ※施行時特例市を含む**
区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出抑制等のための総合的な計画（自治体が所掌する区域全体の排出削減計画）

<制度の概要>



地方公共団体実行計画制度の施行状況

(事務事業編)

- 都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市は全て策定。その他市町村は87.6%、一部事務組合及び広域連合は33.2%が策定。
- 策定済みの団体のうち、61%が毎年1回以上のペースで点検を実施。点検を行っているとは回答した団体のうち、53.5%が「目標達成に向けて順調に進展」と回答。一方、32.8%が「目標達成が困難な状況である」と回答。

(区域施策編)

- 策定義務のある団体（都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市）は全て策定（策定義務のない団体も含む地方公共団体全体の策定率は31.8%）
- 策定済みの団体のうち、51.2%が毎年1回のペースで点検を実施。点検を行っているとは回答した団体のうち、38.6%が「目標達成に向けて順調に進展」と回答。一方、48.6%が「目標達成が困難な状況である」と回答。

地方公共団体実行計画策定状況（2019年10月時点調査）

団体区分	団体数	事務事業編		区域施策編	
		策定団体数	策定率	策定団体数	策定率
都道府県	47	47	100.0%	47	100.0%
指定都市	20	20	100.0%	20	100.0%
中核市	58	58	100.0%	58	100.0%
施行時特例市	27	27	100.0%	27	100.0%
その他市町村	1,636	1,433	87.6%	417	25.5%
合計（一部事務組合及び広域連合除く）	1,788	1,585	88.6%	569	31.8%
一部事務組合及び広域連合	1,561	519	33.2%		
合計	3,349	2,104	62.8%		

昨年度施行状況検討会における指摘事項（地方公共団体実行計画）

（目標の設定・評価）

- 目標達成状況を評価する仕組みを作るなど、自治体のモチベーション向上につなげるべき。地域特性や産業構造の違いによって取組・計画が異なる。地方の状況や取組の違いを分類・整理して横展開したり、他の自治体との取組状況の横比較が自治体の気づきを促すのではないか。
- 未策定自治体への支援や、ゼロカーボン宣言をどのように進めるかが重要課題。実行計画に長期目標を設定させることも重要。
- 一部事務組合の中には、一般廃棄物処理施設などもあり、事業規模は必ずしも小さくないため、実態を踏まえた上で、地方の現業部門の削減取組が進むようにすべきではないか。
- 地方自治体の施設においても、再生可能エネルギーの調達を進めることが重要ではないか。

（目標達成に向けた実行支援）

- 目標達成に向けては再生可能エネルギーの利用が不可欠であり、取組を促進する仕組みが必要。
- 温暖化対策を進める上で、地域経済の活性化の観点が重要ではないか。地域金融機関から資金投入していただく仕組みを検討すべき。

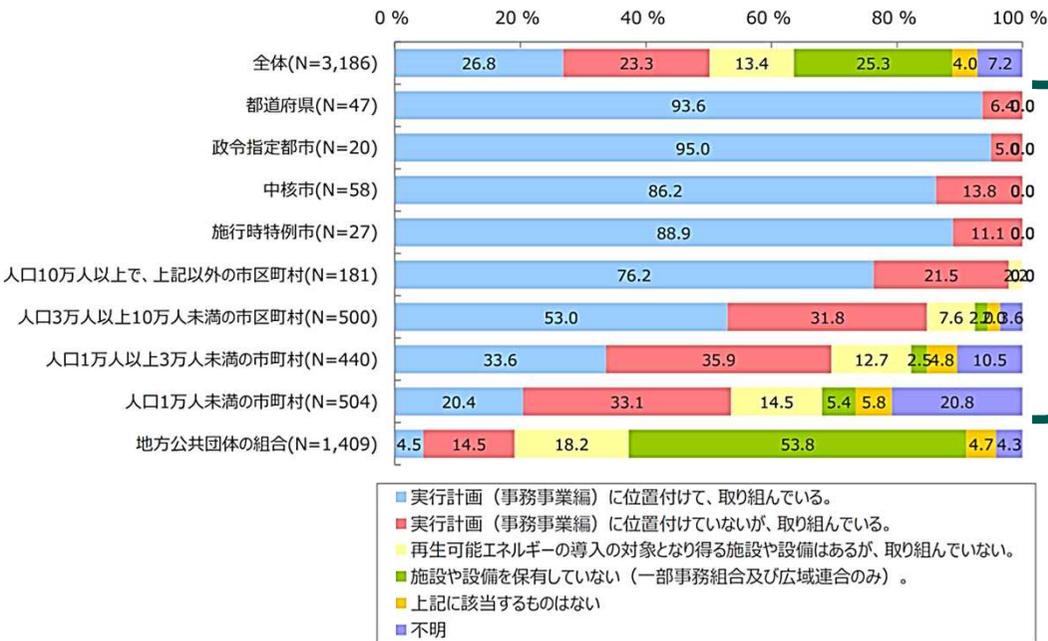
（区域内の排出量の算定）

- 脱炭素化に向けた施策を行う上で、区域内の温室効果ガス排出量を正確に算定することが重要。自由化により、区域内の電力・ガス消費データの取得が困難となり、排出量算定上の障害になっているため、制度的な対応や運用面での工夫を検討すべき。

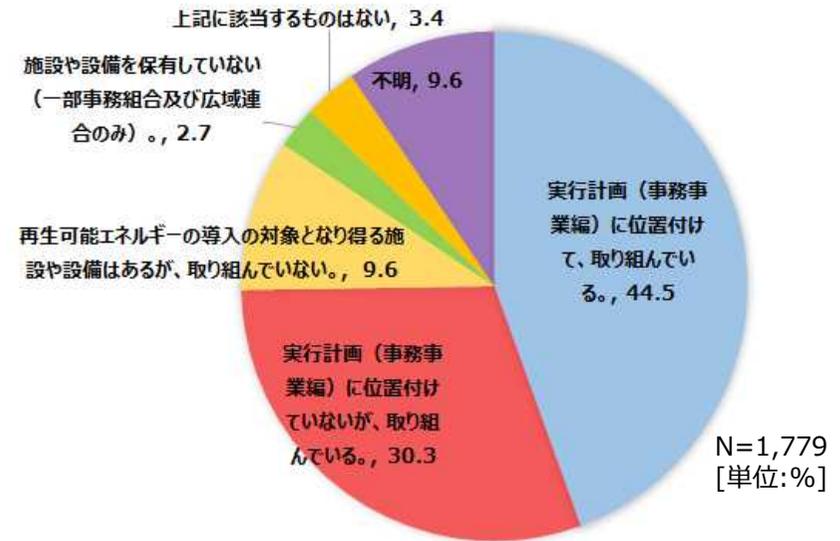
地方公共団体実行計画（事務事業編）における再エネ取組状況

- 自らの事務・事業に関連して、全ての都道府県・政令指定都市・中核市・施行時特例市が再エネ導入に取り組んでいる。その他市町村を含めても、74.8%が再エネ導入に取り組んでいる。取組内容としては、「再エネ設備を持ち、自家消費している」が約8割と最も多い。

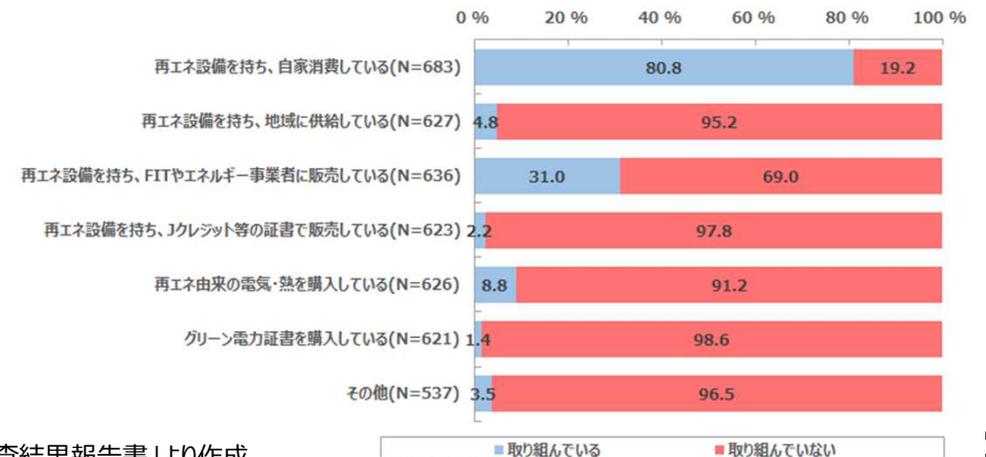
再生可能エネルギー導入の取組状況【団体区分別】



再生可能エネルギー導入の取組状況（一部事務組合及び広域連合を除く）



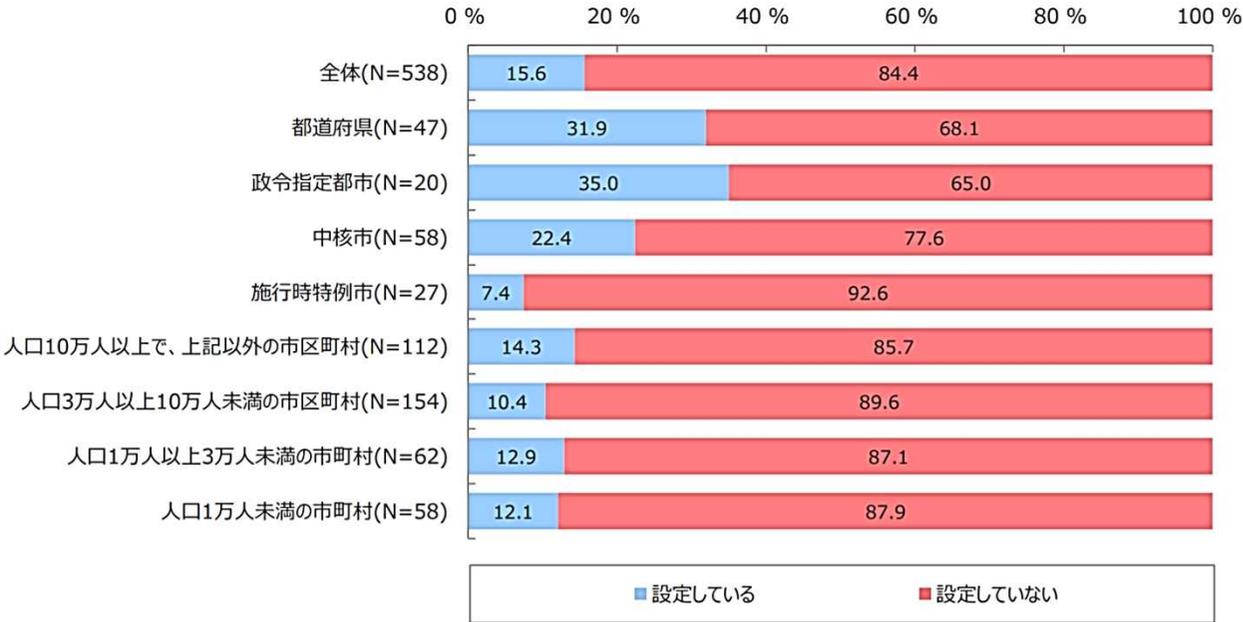
再生可能エネルギー導入の取組内容（一部事務組合及び広域連合を除く）



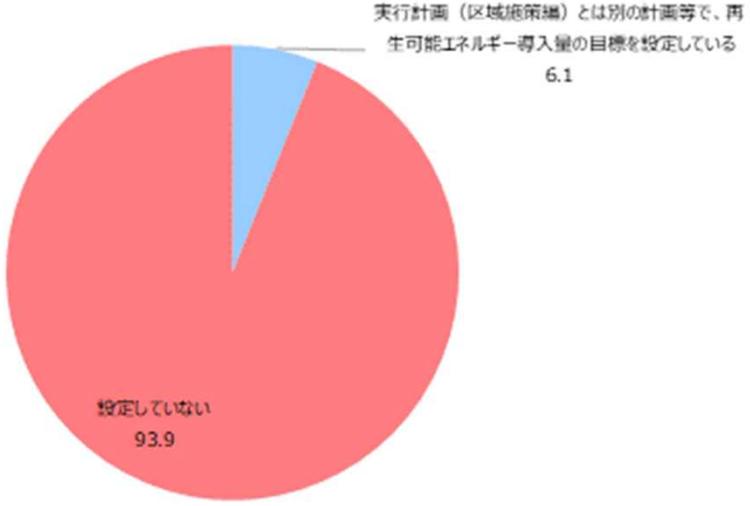
地方公共団体実行計画（区域施策編）における再エネ取組状況

- 地方公共団体実行計画（区域施策編）において再エネの導入目標を設定しているのは全体では2割以下、都道府県や政令指定都市でも3割程度にとどまっている。
- また、地方公共団体実行計画（区域施策編）とは別の計画等で目標を設定している割合も、環境省の調査における回答としては6%となっている。

区域施策編における直近の目標設定の有無
(5)再生可能エネルギー導入量目標【団体区分別】



再生可能エネルギー導入目標量と現状値
【実行計画（区域施策編）とは別の計画等で、目標を設定している場合】



[N=538]
[単位：%]

地方公共団体実行計画（区域施策編）に位置づけることとされている事項

- 第21条の3における実行計画（区域施策編）に関する条文では、再生可能エネルギーに加えて、地域の事業者や住民による排出抑制、地域環境整備、廃棄物関連も対象としている。
- それぞれを組み合わせることでより削減効果の高い実行計画（区域施策編）となる。

①再エネの利用促進

太陽光、風力その他の**再生可能エネルギー**であって、その区域の自然的条件に適したものの**利用の促進**に関する事項

②事業者や住民による排出抑制等の活動促進

その区域の事業者又は住民が**温室効果ガスの排出の抑制等**に関して行う活動の促進に関する事項

③地域環境の整備等

都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する**地域環境の整備及び改善**に関する事項

④循環型社会の形成

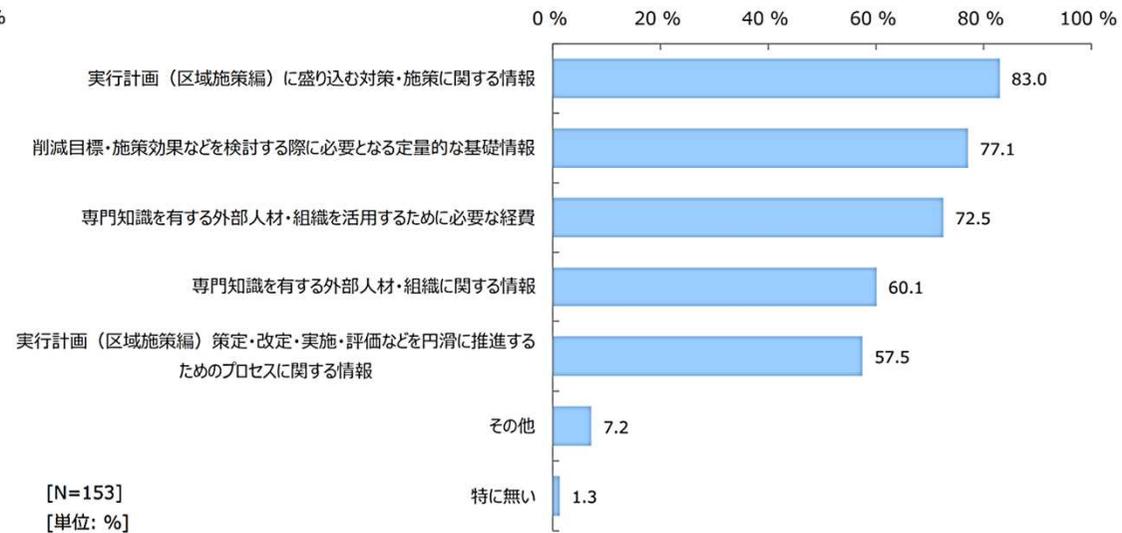
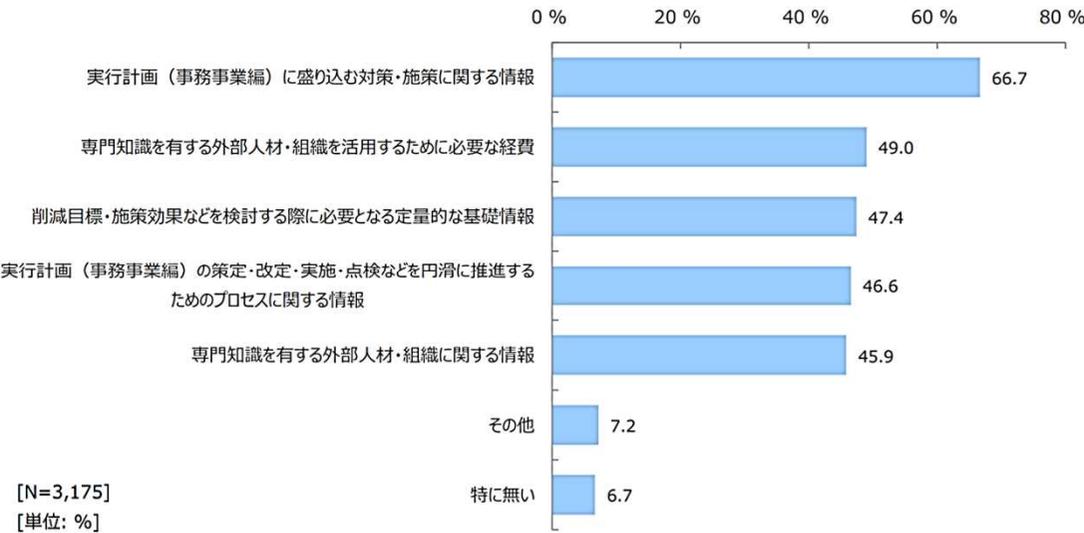
その区域内における廃棄物等の発生の抑制の促進その他の**循環型社会の形成**に関する事項

地方公共団体実行計画を策定・改定・実施・点検するために必要な行政支援

- 地方公共団体実行計画を策定・改定・実施・点検するために必要な行政支援としては、事務事業編・区域施策編のいずれにおいても、「実行計画に盛り込む対策・施策に関する情報」、「専門を有する外部人材・組織を活用するために必要な経費」「削減目標・施策効果などを検討する際に必要となる定量的な基礎情報」が上位となっている。

事務事業編を策定・改定・実施・点検するために必要な行政支援

区域施策編を策定・改定・実施・評価するために必要な行政支援



出所) 環境省「令和元年度 地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査 調査結果報告書」

「ゼロカーボン社会の構築に係る提言」（全国知事会）①

- 全国知事会は、2020年9月23日に、小泉環境大臣、笹川環境副大臣、宮崎環境大臣政務官に対し、「ゼロカーボン社会の構築に係る提言」として9つの政策要請を行った。
- そのうち、**再エネの普及・拡大関係**の提言は以下のとおり。

4 再生可能エネルギーの普及・拡大

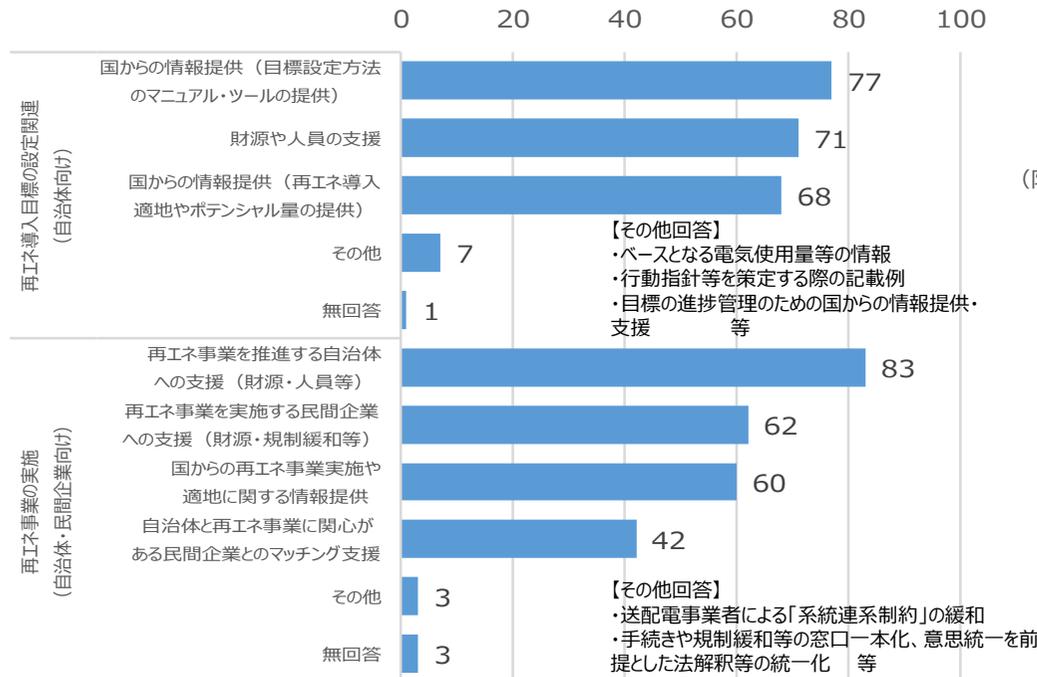
- (1) 再生可能エネルギー普及の更なる拡大を推進するため、再生可能エネルギーの発電産地（地方）と消費地（都市）の連携を強化し、**地方公共団体が策定した再生可能エネルギー導入目標を実現**するため、電力システムの制約解消や増強といった政策を打ち出し、実効性のある系統運用を実現すること。
- (2) FIT 制度に頼らず、地域で活用できる電源として、災害時にも対応できる自家消費への移行を促進するため、ZEB、ZEH、蓄電池、EV、FCV等の導入支援の継続・拡充を図るほか、地域内のエネルギーネットワークの構築など、**分散型エネルギーの更なる普及拡大へ向けた施策を講じること**。
- (3) 再生可能エネルギーを農林業や観光業など様々な分野と結び付け、環境と経済の相乗効果により、地域の実情に合わせた地域循環共生圏の創出や持続可能な社会を実現する取組を積極的に支援すること。
- (4) 発電設備の設置にあたっては、防災・環境上の懸念等をめぐり地域住民との関係が悪化するなどの問題が全国的に生じていることから、**環境を保全しつつ地域と共生した再生可能エネルギーの導入を実現するため、地域の合意形成を促す仕組みを構築すること**。

ゼロカーボン宣言自治体が再エネ普及に向けて求めること

- 環境省が2020年10月にゼロカーボンシティ宣言自治体に意見照会を行ったところ、全国知事会からの「ゼロカーボン社会の構築に係る提言」のうち再エネの普及・拡大に関する事項に関連して、以下のような回答が得られた（回答者数：96件(都道府県17件、市町村79件)）。
- **再生可能エネルギー導入目標の設定**のために必要な支援：「国からの目標設定方法の**マニュアル・ツールの提供**」「**財源や人員の支援**」「国からの**再エネ導入適地やポテンシャル量の提供**」等
- **再生可能エネルギー事業実施**を進めるために必要な支援：「再エネ事業を推進する**自治体への支援（財源・人員等）**」「再エネ事業を実施する**民間企業への支援（財源・規制緩和等）**」「国からの**再エネ事業実施や適地に関する情報提供**」等
- **地域との合意形成**のために必要なプロセス：「**地域住民への説明会**」「事業者による**地域に資する支援**（防災協定の締結、売電収益の一部寄付）」「**再生可能エネルギー事業の適地の抽出**」等

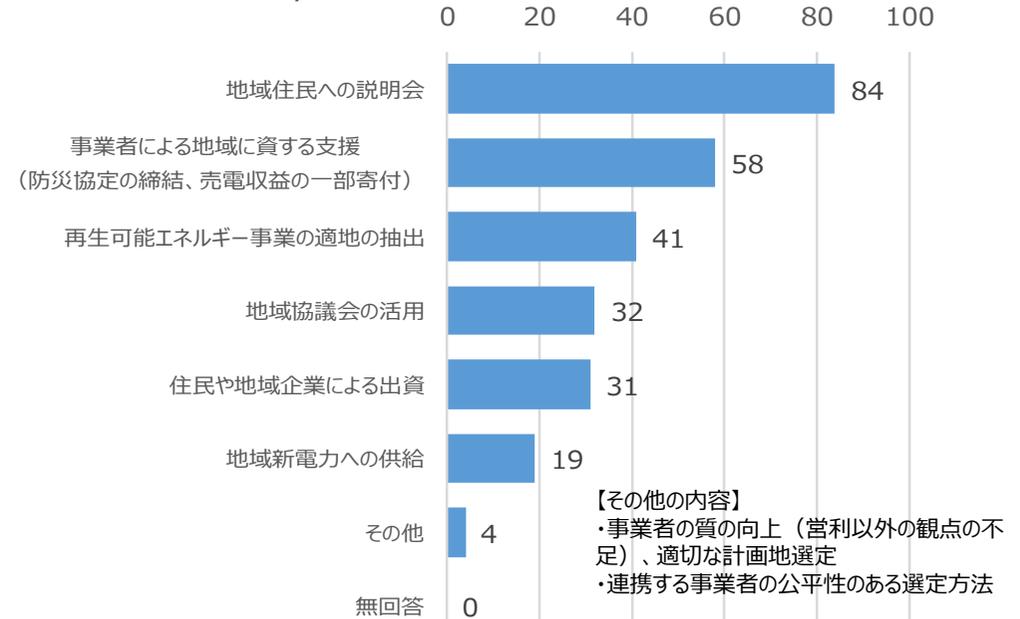
【質問】貴自治体における再生可能エネルギー導入目標の設定や再生可能エネルギー事業実施を進める場合、それぞれどのような支援が必要だと考えますか。該当するものにチェックして下さい。（複数選択可）

回答者数（n=96）



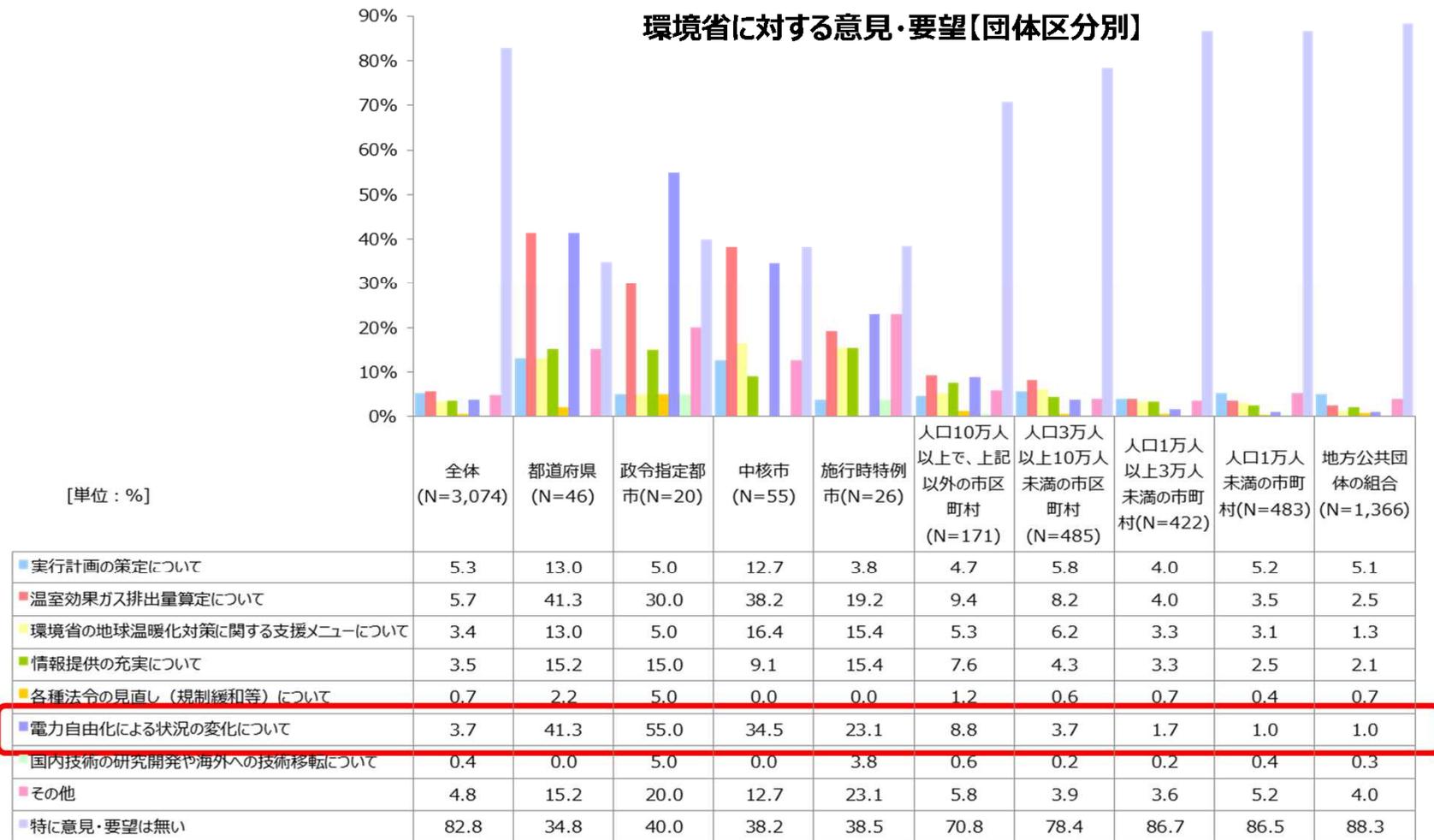
【質問】貴自治体内で実施される再生可能エネルギー事業について、地域との合意形成として、どのようなプロセスが必要だと感じますか。該当するものにチェックして下さい。（複数選択可）

回答者数（n=96）



区域の排出量の把握のためのデータ取得の困難さ

- 電力・ガス自由化以前は、旧一般電気事業者・旧一般ガス事業者によりボランタリーに地方公共団体に情報提供されていた区域内のエネルギー消費量について、**電力・ガスの小売全面自由化に伴って、区域内の排出量の把握が困難になったとの意見が地方公共団体から出ている。**
- 最新の施行状況調査（2019年度）によると、地方公共団体実行計画に関する自治体からの環境省への意見・要望として、特に都道府県や大規模な市における「電力自由化による状況の変化について」の要望が多い。（昨年度の調査結果と比較しても同様の傾向）



自治体における区域の電力データの収集動向

- 東京都・京都府では以前より電気事業者にデータ提供を求め、公表していた他、長野県では2014年よりデータ提供を求めている等、自治体独自で電気事業者から情報を取得する動きがある。
- 上記制度を活用することで区域内の電力使用量が把握できるが、各制度は自治体が独自に設定しているため、電気事業者の報告内容・様式等は様々となっている。
- なお、自由化以降も引き続き区域内のデータについて事業者からボランタリーに提供を受けている自治体の例も一定程度存在する。

出所) 各都道府県ホームページより

自治体	制度／提出する書類	対象事業者	提出後の扱い	根拠条例
北海道	再生可能エネルギーの利用に関する温暖化対策 ○再生可能エネルギー計画書 ○再生可能エネルギー計画達成状況報告書	小売電気事業者 一般送配電事業者 登録特定送配電事業者	計画書等を 道ウェブサイトで公表	北海道地球温暖化防止条例（第29条～第31条）
東京都	エネルギー環境計画書制度 ○エネルギー環境計画書 ○エネルギー状況報告書	小売電気事業者 一般送配電事業者	計画書等を 都ウェブサイトで公表	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（第9条の3、第9条の5）
横浜市	低炭素電気普及促進計画書制度 ○低炭素電気普及促進計画書 兼 報告書	小売電気事業者	計画書等を 市ウェブサイトで公表	横浜市生活環境の保全等に関する条例（第146条の7）
長野県	エネルギー供給温暖化対策計画書制度 ○エネルギー供給温暖化対策計画書兼実施状況等報告書	小売電気事業者	計画書等を 県ウェブサイトで公表	長野県地球温暖化対策条例（第25条）
京都府	電気事業者排出量削減計画・報告・公表制度 ○電気事業者排出量削減計画書 兼 再生可能エネルギー供給拡大計画書 ○電気事業者排出量削減報告書 兼 再生可能エネルギー供給拡大報告書	小売電気事業者	計画書等を 府ウェブサイトで公表	京都府地球温暖化対策条例（第45条～第47条）
大阪府	小売電気事業者等による報告制度 ○電気需給対策計画書 ○電気需給対策報告書	小売電気事業者 一般送配電事業者	計画書等の概要を 府ウェブサイトで公表	大阪府温暖化の防止等に関する条例（第30条～第31条）
広島市	エネルギー環境配慮制度 ○エネルギー環境計画書 ○エネルギー環境報告書	小売電気事業者	計画書等の概要を 市ウェブサイトで公表	広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例（第35条～第37条）

「ゼロカーボン社会の構築に係る提言」（全国知事会）②

- 全国知事会は、2020年9月23日に、小泉環境大臣、笹川環境副大臣、宮崎環境大臣政務官に対し、「ゼロカーボン社会の構築に係る提言」として9つの政策要請を行った。
- そのうち、**温室効果ガス排出量関係**の提言は以下のとおり。

8 温室効果ガス排出量算定等に必要データの開示

- (1) 地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出量算定等に用いるため、**電力及びガスの自由化に伴い把握が困難になった小売事業者ごとの都道府県別や市町村別の供給実績等、情報の公表について法的に義務付けするなど、国の主導により地方公共団体へ速やかに開示する仕組みを作ること。**
- (2) 地方公共団体が再生可能エネルギーの普及拡大の取組を計画的に進めることができるよう、**国の主導により電気事業者等の保有する都道府県別や市町村別の再生可能エネルギーの導入データ（発電出力や電力需要）に関する情報の提供を受けられる仕組みを構築すること。**
- (3) 地方公共団体が、域内の再生可能エネルギー導入状況をより正確に把握できるよう、**非FIT・自家消費型の再エネ導入量に係る都道府県別や市町村別の統計を整備すること。**